

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公開番号】特開2009-22398(P2009-22398A)

【公開日】平成21年2月5日(2009.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2009-005

【出願番号】特願2007-186556(P2007-186556)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/03 3 6 0 Q

A 6 1 B 6/03 3 7 1

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月14日(2010.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検体にX線を照射するX線源と、前記X線源に対向配置され前記被検体を透過したX線を検出するX線検出器と、前記X線源と前記X線検出器を搭載し前記被検体の周囲を回転するスキャナと、前記X線検出器で検出した透過X線量に基づき被検体の断層画像を再構成する画像再構成装置と、前記画像再構成装置で再構成した断層画像を表示する画像表示装置と、前記被検体を撮影する条件の設定操作に用いられる操作手段を備えたX線CT装置において、

複数の前記断層画像の中から精査対象の部位を撮影対象として抽出する撮影対象抽出手段と、

前記撮影対象の大きさに基づき精査撮影範囲を設定する精査撮影範囲設定手段と、をさらに備え、

前記画像表示手段は予め取得したスキャノグラム像上に前記精査撮影範囲を重畳して表示することを特徴とするX線CT装置。

【請求項2】

請求項1に記載のX線CT装置において、

前記精査撮影範囲設定手段は、抽出された撮影対象の面積が最も大きい断層画像を複数の断層画像の中から選出し、選出された前記断層画像上の撮影対象の中心座標を算出し、算出された中心座標を用いて精査撮影範囲を設定することを特徴とするX線CT装置。

【請求項3】

請求項1に記載のX線CT装置において、

過去のスキャノグラム像と現在のスキャノグラム像との重ね合せが可能か否かを判定する判定手段を更に備え、

判定手段が重ね合せ不可と判定した場合に、前記撮影対象抽出手段と前記精査撮影範囲設定手段とが動作することを特徴とするX線CT装置。